

〈研究ノート〉

## 「こどもの居場所」はどのように考えられたのか

——「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」を読み解く——

中 村 強 士

### 要 旨

2022（令和4）年度から内閣官房こども家庭庁設置準備室のもとで「こどもの居場所づくりに関する検討委員会」が設置され、調査研究及び議論を経て、本稿で検討する「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」が翌年3月に発表されたところである。

本稿の目的は、この「報告書」を読み解くことで、「こどもの居場所」をめぐる現実や政策課題を正確に把握した上で自身の研究課題を整理することにある。

検討委員会が行った「当事者」＝「こども」を重視した5つの調査結果をふまえ「こども・若者の居場所に関する理念や視点、求められる要素」の整理をしたところ、「過ごし方を選べること」を始めとした4つの視点が強調される結果となった。すでに「こどもの居場所づくり指針（仮称）」がこども家庭審議会「こどもの居場所部会」で進められているなか、報告書では不明確だった、①「こどもの居場所」づくりを実施・継続する団体を支える仕組みをどうつくるか、②「乳幼児」の居場所をどう考えたらよいかの2点を筆者の研究課題とした。

キーワード：子どもの居場所、こども家庭庁、居場所づくり、当事者、  
理念・視点・要素

### はじめに

筆者は、2019（令和元）年度から「愛知県子ども居場所づくり推進会議」のメンバーの一員（委員長）となった。社会福祉協議会や民間支援団体、行政機関20数名のメンバーとともに、「子どもの居場所」、特に「子ども食堂」を増やすための活動や仕組みづくりを県内各地で会議や研修を通じて行ってきた<sup>1)</sup>。さらに筆者は、のちにみる「こどもの居場所」とされた放課後児童クラブや放課後等デイサービス、児童館についても法人役員や職員研修、ゼミ活動などで関わり

続けている。いわば、複数の「こどもの居場所」に関わった人生を送っている。

そのような経緯もあり、こども家庭庁が推進する「こどもの居場所づくり」に強い関心を寄せている。2022（令和4）年度から内閣官房こども家庭庁設置準備室のもとで「こどもの居場所づくりに関する検討委員会」（以下、「委員会」）が設置され、調査研究及び議論を経て、本稿で検討する「こどもの居場所づくりに関する調査研究報告書」（以下、「報告書」）が翌年3月に発表されたところである。

本稿の目的は、この「報告書」を読み解くことで、「こどもの居場所」をめぐる現実や政策課題を正確に把握した上で自身の研究課題を整理することにある。のちにみるように、「報告書」は「こどもの居場所」に関して、特にこども・若者＝当事者への調査をていねいに重ねて完成させた研究成果である。

なお、「こどもの居場所」が政策文書に用いられる＝政策課題になったのは2004（平成16）年からスタートした「子どもの居場所づくり新プラン」においてである<sup>2)</sup>。その後、2010（平成22）年4月に施行された「子ども・若者育成支援推進法」以降、居場所は政策のキーワードのひとつになっている（阿比留 2022b）。

今日、全国各地、自治体レベルで、特に民間が「こどもの居場所」づくりを積極的に進めるなかで、どのような「こどもの居場所」をつくるのがこども基本法成立後の日本社会に求められるのか。「報告書」を取り上げて読み解く意義はそこにある。

## 1. なぜ、いま「こどもの居場所」か

### 1) 出発点としての「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」

こども家庭庁設置法第4条第1項第5号では、こども家庭庁が「地域におけるこどもの適切な遊び及び生活の場の確保に関すること」を所掌することとしている。他方、本設置法ができる以前より、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（以下、「基本方針」）が2021（令和3）年12月21日に閣議決定されており、「基本方針」のなかで「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」（以下、「指針」）を新たに閣議決定し、これに基づき政府全体の取り組みを強力に推進することとしている。

「基本方針」は、サブタイトル「こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設」にあるとおり、いわば「こども家庭庁」を設置する理由書といえる。「基本方針」の「はじめに」では、少子化や人口減少、児童虐待、不登校、いじめ、子ども自殺、そしてコロナ禍におけるこれらの負の影響を問題視している。

「基本方針」で「（こどもの）居場所」はどう語られているだろうか。「居場所」というキーワードは10か所使用されている。「居場所」はその使用方法により以下の3通りの方法で使用されている。

第1が、「どのような場なのかの説明」として使用されている。具体的には、以下のとおりで

「こどもの居場所」はどのように考えられたのか

ある。①すべてのこどもが安全で安心して過ごせる場、②様々な学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる多様な体験活動や外遊びの機会に接することができる場、③自己肯定感や自己有用感を高める場、④幸せな状態（Well-being）で成長する場、⑤社会で活躍していけるようにする場の5点である。

第2が、想定している具体的な場として使用されている。具体的には、若年妊婦の居場所、放課後児童クラブ、不登校のこどもへの支援、児童館、青少年センター、こども食堂、学習支援、サードプレイス、である。

第3が、単なる業務の総称あるいは単位として使用されている。

## 2. 「こどもの居場所づくりに関する検討委員会」とは

こども家庭庁の設置を待たずに、「指針」の策定に向けて実態把握や論点整理を行うための調査研究を行うところとして、内閣府こども家庭庁設置準備室に置かれたのが「委員会」である。

### 1) 委員構成

「委員会」の委員は、青山鉄兵（文教大学人間科学部准教授）、阿比留久美（早稲田大学文学学術院准教授）、荒木裕美（NPO 法人ベビースマイル石巻代表理事）、大空幸星（NPO 法人あなたのいばしょ理事長）、菅野祐太（認定 NPO 法人カタリバディレクター）、山本昌子（ACHA プロジェクト代表）、湯浅誠（東京大学先端科学技術研究センター特任教授）、李炯植（りひょんぎ）（NPO 法人 Learning for All 代表理事）の8名であった（敬称略・肩書は当時）。「委員会」の座長は湯浅氏である。

青山氏は、社会教育・青少年教育を専門とし、近著に「1950～60年代のYMCA少年事業におけるグループワーク実践の展開—青少年教育におけるグループ活動への支援方法論の変容と衰退」（『日本生涯教育学会論集』第39巻，2018年）がある。阿比留氏は、教育学を専門とし、近著に、「委員会」でも取り上げられた『子どものための居場所論：異なることが豊かさになる』（かもがわ出版，2022年）や『孤独と居場所の社会学～なんでもない“わたし”で生きるには』（大和書房，2022年）がある。荒木氏が代表理事を務める NPO 法人ベビースマイル石巻は、2011（平成23）年任意団体として開始、宮城県石巻市をフィールドに未就園児親子の居場所づくり、具体的には、「ひろば」や「フェスタ」、「コミュニティカフェ」だけでなく、子育て世代包括支援センターやファミリーサポートセンター、児童館など市の委託事業も実施している。大空氏が理事長を務める NPO 法人あなたのいばしょは、自殺対策や孤独・孤立対策を行う。日本で初めて24時間365日相談できるチャット窓口を運営している。菅野氏がディレクターを務める認定 NPO 法人カタリバは、すべての10代が意欲と創造性を育むため、学校・放課後・地域・行政など10代を取り巻く様々な環境に多様な新しい手法で働きかけている。そのうち「居場所」づくりでは、不登校支援や子ども食堂、学習支援、アウトリーチを行っている。山本氏が代表を

している ACHA プロジェクトは、児童養護施設出身者へ振袖を着る機会など提供等を行うボランティア団体である。全国の社会的養護出身者や虐待を経験した若者へのアフターケアや居場所事業、映画制作も行う。李氏が代表理事を務める NPO 法人 Learning for All は、学習支援からスタートし、その後、居場所や食事、保護者支援を並行して実施し「地域協働型子ども包括支援」を行っている。湯浅氏は、認定 NPO 法人全国こども食堂支援センター・むすびえの理事長を担っていることもあり、近年ではこども食堂に関する研究成果が多数みられる。

他方、政府側の委員として委員会に参加していたのは、小倉将信（内閣府特命大臣・第2～4回出席）、和田義明（内閣府副大臣・第3～5回出席）、自見はなこ（内閣府大臣政務官・第2～5回出席）、渡辺由美子（準備室長・第4回欠席）、小宮義之（準備室次長・第4回欠席）、長田浩志（内閣審議官・第5回欠席）、山口正行（内閣参事官・全出席）の最も多いときで7名である（敬称略・肩書は当時）。なお、2023（令和5）年4月1日より、小倉氏は現在内閣府特命担当大臣（こども政策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画）、和田氏は同副大臣、自見氏は同大臣政務官、渡辺氏は長官、小宮氏は長官官房の官房長、山口氏は成育局の成育環境課長の任に就いている。長田氏は厚生労働省に異動したのち辞職している。

なお、第2回の委員会では自治体や関係団体へのヒアリングとして、大阪府豊中市から3名、大分県豊後高田市から3名がゲストスピーカーとして委員会に参加している。

## 2) 議事内容

全5回の日程や議事内容、配布資料は図表1のとおりである。

図表1 「こどもの居場所づくりに関する検討委員会」の開催状況

回数	日付	議事次第	配布資料
1	令和4年 8月8日（月）	1. 全体実施計画について 2. 先行調査の整理・分析結果について 3. 有識者や関係団体等へのヒアリングについて	資料1. 全体実施計画（案） 資料2. 先行調査の整理・分析結果（プレ調査結果の報告） 資料3. 有識者や関係団体等へのヒアリングの対象選定について 参考資料1. こども政策の新たな推進体制に関する基本方針について
2	令和4年 9月27日（火）	1. 自治体へのヒアリングについて 2. 関係団体へのヒアリング結果について 3. こどもや若者へのヒアリングの調査設計について	資料1-1. 大阪府豊中市 提出資料 資料1-2. 大分県豊後高田市 提出資料 資料2. 関係団体へのヒアリング結果（概要） 資料3. こどもや若者へのヒアリングの調査設計（案） 参考資料1. 第1回検討会議事要旨 参考資料2. 日本小児看護学会『こどもを対象とする看護研究に関する倫理指針』（2015）

「こどもの居場所」はどのように考えられたのか

3	令和4年 11月14日(月)	1. 報告書のとりまとめに向けて 2. こどもへのアンケート調査設計について	資料1. 報告書のとりまとめに向けて 資料2-1. こどもや若者へのアンケート調査設計案について 資料2-2. こどもや若者への調査の全体像(案) 参考資料1. 第2回検討委員会議事要旨
4	令和5年 1月23日(月)	1. こども・若者からの意見 2. 報告書のとりまとめに向けて 3. こども・若者へのフィードバック	資料1-1. こども・若者へのアンケート集計結果概要 資料1-2. 内閣府ユース政策モニターを活用したこどもの居場所づくりに関するこども・若者の意見について(報告) 資料2-1. 報告書構成(案) 資料2-2. 第1章～第4章(案)*調査研究部分 資料2-3. 考察(案)(居場所の現状と課題、及び提言) 参考資料1. 第3回検討委員会議事要旨
5	令和5年 3月6日(月)	1. 報告書に対するこども・若者からのフィードバックについて 2. 報告書(案)について	資料1-1. 報告書(案) 資料1-2. こども・若者向け報告書(案) 資料1-3. 報告書概要版(案) 参考資料1. 第4回検討委員会議事要旨

この開催状況は、第1回の委員会で示されたスケジュールと比較すると、予定よりも半月程度遅れて開催されている。また、第3回委員会の議事のはずだった「こどもや若者へのニーズに関するヒアリング調査結果」が共有されないまま、アンケート調査が準備されているように見える。委員会ではヒアリング調査によりどのような結果が得られたのかが明らかにされていない(ただし、報告書には調査結果の記載がある)。

### 3. 「報告書」の内容

委員会は次の5つの調査、すなわち①先行調査の整理・分析(文献調査)、②有識者や関係団体等へのヒアリング、③こどもや若者からの居場所に関するニーズ調査(個別ヒアリング)、④こどもや若者からの居場所に関するニーズ調査(アンケート調査)、⑤居場所づくりの視点・理念についての、こどもや若者からの意見聴取(フィードバック)を順に実施した。以下、調査の実施順に「報告書」の内容を要約しながらその特徴について述べる。

#### 1) 先行調査の整理・分析(文献調査)

最初の先行調査は、こども・若者の居場所づくりに関する理念や視点、居場所に求められる要素を整理するとともに、こども・若者の居場所に関する具体的な事例を収集し、ヒアリング候補の抽出に活用することを目的とした。対象は、学術論文と書籍、インターネット公表資料であ

る。国や地方公共団体による調査報告書や取組事例集も対象とした。その方法は、①先行調査の収集・一般化、②先行調査における論点の整理、③子ども・若者の場所に関する理念や視点、求められる要素の整理、④子ども・若者の居場所の取組事例や、子ども・若者の居場所を整理するための要素の整理としている。①の段階で、学術論文及び書籍計324件、インターネット公表資料29件に対し、抄録を精査し、上記②以降の対象となる読込文献を106件に絞っている。この方法で得られた「子ども・若者の居場所に関する理念や視点、求められる要素（概要）」（報告書p.9）は図表2のとおりである。

図表2 子ども・若者の居場所に関する理念や視点、求められる要素（概要）

①子ども・若者が安心して休息できること、安らげること
②子ども・若者がありのままの自分でいられること、受容されること
③子ども・若者が自分の気持ちや意見を表現できること
④子ども・若者が自己肯定感を抱けること
⑤子ども・若者が自分の役割を感じられること、自己有用感を抱けること
⑥子ども・若者が自分の存在を認識できる、生きているという感覚を抱けること
⑦人と人との関係性が開かれていくこと
⑧自分さがしの学びが生まれること
⑨いつでもある、戻れる場所であること（年齢により途切れることがない）
⑩子ども・若者が主体であること
⑪いつでも自由に1人で行けること
⑫過ごし方を選べること
⑬子ども・若者の味方である大人がいること

また、「子ども・若者の居場所を整理するための要素」（報告書pp.23-25）も図表3のように示されている（一部省略）。

図表3 子ども・若者の居場所を整理するための要素

区分	整理するための要素
対象者	範囲／対象者の属性／対象者の特性
居場所の形態	開所の形態／開催頻度／時間帯／利用者へのアプローチ／利用方法／支援者
運営形態	設置者／運営資金／運営団体／従事者の資格／運営スタッフの勤務形態／利用者の費用負担
提供する機能	場の提供／得られるもの／福祉的支援の提供
子ども・若者の主体性	子ども・若者の主観的位置づけ／子ども・若者の意見聴取／子ども・若者による運営方法／大人の関わり
果たしている機能*	物理的／機能的

\*「物理的」の具体例には「安心・安全な場、活動参加」,「機能的」の具体例には「視野の拡がり、アドボカシー経験、支援のマッチング、当事者ネットワーク」が挙げられている。

この整理は、「先行調査では、子ども・若者の居場所を網羅的に整理するための要素について統一見解を見出しにくいことや、当事者の主観に大きく依拠する『居場所』を図式化し、整理す



「こどもの居場所」はどのように考えられたのか

ることが困難であることの指摘がなされていた」（報告書 p.23）ことなどにより、作成・整理されたものである。

## 2) 有識者や関係団体等へのヒアリング

本調査でまず特徴的なのは、ヒアリング調査対象の選定にあたり「居場所の種類」を明示したことにある。「報告書」によれば、①児童館、②公民館・図書館、③ユースセンター／青少年拠点、④プレーパーク、⑤放課後児童クラブ、⑥フリースペース、⑦子ども食堂、⑧多世代・異年齢交流、⑨学校内の居場所、⑩学校と連携した居場所、⑪学習支援、⑫ひきこもり・不登校支援、⑬障害児支援、⑭社会的養護、⑮困難を抱える子ども・若者、⑯性的マイノリティ、の16種類である。この種類と対象者の年齢層、設置・運営主体、運営規模に偏りがないよう選定が行われた。ただし、「基本方針」には記載されていた「若年妊婦の居場所」は見当たらない。

また、有識者については、上記「居場所の種類」に「含まれない視点として、人材育成に知見を有する団体、家庭教育に知見を有する自治体について、選定を行った」（報告書 p.26）としている。このような選定によりヒアリングを受けた関係団体は愛知県岡崎市の「土地小学校おやじの会」はじめ計19件、有識者は京都市の「ユースワーカー協議会」はじめ計2件である。関係団体へのヒアリング項目（質問項目）は、①団体概要、②自地域における子ども・若者の課題、③居場所に求められる要素、④大人の子ども・若者への関わり方、⑤自治体や関係機関、地域との関わり、⑥子ども・若者や運営側、地域に生じた変化、⑦運営の課題、⑧子ども・若者の意見反映の8点、また有識者へのヒアリング項目は、①団体概要、②子ども・若者の居場所の現状や課題、③居場所に求められる要素、④大人の子ども・若者への関わり方、⑤自治体や関係機関、地域との関わり、の5点である。

## 3) 子どもや若者からの居場所に関するニーズ調査（個別ヒアリング）

「報告書」では、①「子ども・若者への個別ヒアリング」、②「子ども・若者へのアンケート調査」、③「報告書に対する子ども・若者からのフィードバック」の3つをまとめて、「子ども・若者からの意見聴取」としている。「基本方針」では、「今後の子ども政策の基本理念」として「こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案」（報告書 p.1）と述べられているとおり、政策づくりにおいてもともと当事者からの意見を重要視しており、これらの調査はその出発点といえる。

また、先の「有識者や関係団体等へのヒアリング調査」でも、「子ども・若者の意見反映」、具体的には「子ども・若者へヒアリング調査を行う際の留意点や効果的な方法」が調査項目に挙げられており、その結果「子ども・若者へのヒアリング調査に関する意見」を読む限り、実際のヒアリング調査にいかしている点が少なくないことも付言しておきたい。

本調査で特徴的なのは以下の5点である。①調査対象が1か所の居場所のうち、3～12名程度であり、その年齢は6～18歳とのことだが、（結果として）未就学児や18歳以上の若者も含

まれている。②居場所の選定にあたっては、先行調査や有識者等へのヒアリング、委員の推薦による居場所等から7か所。③調査方法は、原則、事務局がインタビュアーで、居場所の運営スタッフが同席。しかし、こども・若者から希望があった場合は、居場所の運営スタッフが同席しない環境で実施。④インタビューの方法は、こども・若者が参加する運営会議での議論、グループヒアリング、個別ヒアリングの3種類。⑤先行研究を踏まえて検討した上での倫理的配慮。

調査項目（質問項目）は、①居場所での活動内容、②居場所の利用頻度、形態、③居場所の利用経緯、④居場所の利用前後での変化、⑤居場所への要望、⑥居場所の理念や視点の要素の深堀り、⑦求める居場所、の7点である。ただし、調査結果は項目ごとではなく内容ごとに整理されている。

#### 4) こどもや若者からの居場所に関するニーズ調査（アンケート調査）

本調査で特徴的なのは以下の5点である。①おおむね30歳までのこども・若者を対象とした。②目標回収数を計500名以上とし、学校や居場所を通じた協力依頼（機縁法）。③内閣官房公式Twitterや政府広報での周知。④ウェブ調査が原則だが、回答困難な場合は紙媒体での回答も可。⑤中高生を想定したフォームと低年齢の子どもを想定したフォームの2種類選択制。

調査項目は、①回答者属性（必須）、②居場所の必要性、居場所の有無（任意、全員回答）、③利用している居場所、要望（任意、居場所があると回答した方のみ）、④居場所がない理由、要望（任意、居場所がないと回答した方のみ）、の4区分、12項目である。

#### 5) 居場所づくりの視点・理念についての、こどもや若者からの意見聴取（フィードバック）

本調査で特徴的なのは以下の2点である。①対象は、ヒアリング調査で対象となったこども・若者のうち、協力を得られた者。②協力が得られた6か所の居場所のうち、2か所はオンライン又は対面でのインタビュー、4か所は書面での意見聴取であった。

調査内容は、「こども・若者向け報告書案」を示し、特に、「こども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点」について、①前回のヒアリング調査での自身の意見が反映されていると思うか、②このような居場所に行きたい又は居たいと思うか、また、居場所ですべてやってみたくて含まれているか、③「こどもの居場所づくりにおいて大切にしたい視点」のうち、自身が最も重要と思うことや、その理由、の3点である。

#### 6) 考察（居場所の現状と課題、及び提言）

「報告書」の「考察」の構成は、①背景、②位置づけ、③こども・若者の「居場所づくり」における理念、④こども・若者の「居場所づくり」において大切にしたい視点、⑤居場所の種類と現状、課題、⑥居場所に共通する課題と対応策の方向性、⑦終わりに、である。以下、その特徴を3点指摘しておきたい。

第1に、「こども・若者の『居場所づくり』において大切にしたい視点」を「居たい」「行きた



「こどもの居場所」はどのように考えられたのか

い」「やってみたい」の3つに整理した点である。「報告書案」の段階でこども・若者にこの3つの『「こども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点』のうち、最も大切だと思った項目」を尋ねたところ、「行きたい」に16名、「居たい」に15名、「やってみたい」に8名がそれぞれ選んでいる。

第2に、「居場所の種類と現状，課題」のところで、「支援の対象」を軸に「ユニバーサルアプローチ／ポピュレーションアプローチ」（対象者を限定せず，全てのこども・若者を対象とするもの）と「ターゲットアプローチ／ハイリスクアプローチ」（特定のニーズを持つこども・若者を主な対象とするもの），この2つの「混在型」，最後に「オンラインによるアプローチ」の4つに整理している点である（図表4）。

図表4 各アプローチと具体的な施設等

ユニバーサルアプローチ／ポピュレーションアプローチ	混在型	ターゲットアプローチ／ハイリスクアプローチ
<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童館，公民館・図書館などの公共施設</li> <li>・放課後児童クラブ</li> <li>・放課後子供教室や子ども会，スポーツ少年団など，体験活動やスポーツ・文化芸術活動などを提供するもの</li> <li>・公園や校庭，プレーパークなど，外遊びを提供するもの</li> <li>・ユースセンター／青少年拠点</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースペース</li> <li>・子ども食堂</li> <li>・校内カフェ</li> <li>・学習・生活支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放課後等デイサービス</li> <li>・若者シェルター</li> <li>・児童育成支援拠点事業</li> <li>・その他特別なニーズに対応するための居場所（外国籍，性的マイノリティ，ケアラーバー，障害児など）</li> </ul>
	オンラインによるアプローチ オンラインの居場所	

筆者作成

なお，ここで「放課後児童クラブ」がなぜ「ユニバーサルアプローチ／ポピュレーションアプローチ」に属しているか説明しておきたい。「報告書」によれば，「放課後児童クラブは保護者が労働等により昼間家庭にいないこどもを対象としており，その意味ではターゲットに分類できるが，約139万人（令和4年5月現在）の利用者という規模から考え，ポピュレーションに分類」（報告書p.91）と注釈で説明されている。また，「学習・生活支援」が「混在型」に属している理由については，「公営塾のようにその地域に居住するこども・若者全てを対象としている例もある」（報告書p.93）からである。

第3に，「居場所に共通する課題と対応策の方向性」で，5つの「課題」及び5つの「対応策の方向性」を述べている点である。5つの「課題」とは，①居場所の安心・安全の確保，②こども・若者の声を聴き，こども・若者の視点に立った居場所づくり，③多様な居場所を増やすこと，④居場所とこども・若者をつなぐこと，⑤居場所を継続すること，である。5つの「対応策の方向性」とは，①こども・若者の声を聴き，こども・若者の視点に立った居場所づくり，②居場所における支援の質の向上と環境整備，③地域の居場所をコーディネートする人材確保，育成

への支援，④居場所づくりに取り組む団体等を支援する「中間支援団体」への支援，⑤官民の役割分担（共助・公助の組み合わせ），である。

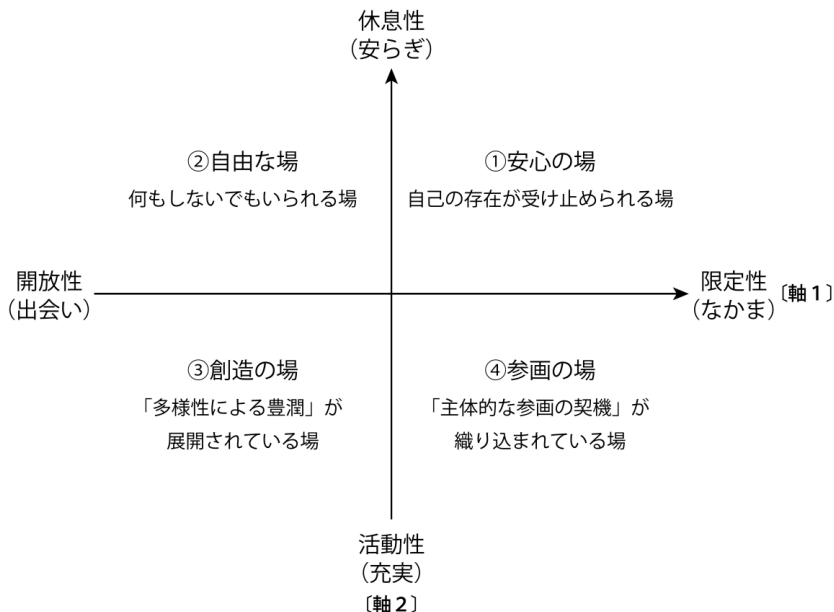
また、「報告書」の概要版には、「家庭，学校を含め，子ども・若者が過ごす場所，時間，人との関係性全てが『居場所』となりえると整理」した上で，「考察の対象とした居場所」を「共助又は公助により成り立っている居場所」に限定し，家庭や学校は考察の対象外とされている。

#### 4. 「報告書」をどう読むか

##### 1) 先行調査

「子ども・若者の居場所に関する理念や視点，求められる要素」及び「子ども・若者の居場所を整理するための要素」の2点は重要な指摘である。湯浅氏の論文<sup>3)</sup>を引用する部分，すなわち「人をタテにもヨコにも割らない公園のような居場所<交流目的のこどもの居場所>と，課題を抱えた物・何かに欠けた物に提供される福祉的な行政サービス<支援目的のこどもの居場所>は明確に区別される必要がある」（報告書 p.23）と筆者も同様に考える。

図表3「子ども・若者の居場所を整理するための要素」に示す，「提供する機能」と「果たしている機能」に関連することとして，かつて南出吉祥は居場所の実践の質を内在的に整理し読み解くため，メンバーの範疇（限定性—開放性）と活動の度合い（休息性）という2つの軸から形成される居場所の分析軸を提示した。そこでは，図表5のように，居場所は①安心の場（限定—休息），②自由な場（開放—休息），③創造の場（開放—活動），④参画の場（限定—活動）と整理されている。



図表5 実践の質を内在的に整理し読み解いていくための分析軸

(出所：南出吉祥(2015)『『居場所づくり』実践の多様な展開とその特質』『社会文化研究』第17号，p.78)

## 2) 有識者・関係団体等ヒアリング調査

本調査では、対象の選定のために「居場所の種類」を便宜的に整理している。うち、「児童館」や「公民館・図書館」など具体的な居場所もあれば、「多世代・異年齢交流」や「性的マイノリティ」など抽象的な表現にとどまる場合もある。

本調査結果で重要なことは、1つには「自治体や関係機関、地域との関わり」であり、もう1つには「運営の課題」である。なぜなら、他の3つの調査では十分明らかにできないからである。つまり、「こども・若者の居場所に関する理念や視点、求められる要素」を実現する居場所を「支援する仕組み」である。

## 3) こども・若者への個別ヒアリング調査

本調査結果は、「こども・若者が居場所に求める要素やポイント」に関する事務局による内容ごとの整理である。「有識者・関係団体等ヒアリング調査」の結果とも重なる内容もあれば重ならない内容もある。それが当事者への調査の意義である。

事務局の整理では、こども・若者が居場所に求める要素やポイントは、以下の14項目である。  
①身近にある、自力で行ける・帰れる、②自分の意思で居ただけ居られる、③くつろげる環境がある、④好きなものがある・好きなことができる、⑤自分のタイミングで、いろんなことができる、⑥人とのつながりを感じられる、⑦親しい人とのつながりの中で安心して居られる、⑧趣味・興味の合う人がいる、⑨支配・強制・指図されない、⑩自分の意見が反映される、⑪多様なイベントがあり、自分の興味に合うものに参加できる、⑫居場所運営スタッフが好き・信頼関係がある、⑬そこにいることを通じて、生きる力がつく・生まれる、⑭交友関係を充実・拡大できる。

具体的な語りからは、「インテリアが明るい雰囲気」や「インターネット環境（Wi-Fi）が整っている」を挙げている点が興味深い。重要なことは、「ひとりでもできることを楽しめる（勉強・仕事・読書・スマホ・睡眠等）」し、同時に「周囲の人とのやりとりを楽しめる」こともこども・若者が願っていることである（すべて報告書 p.54）。

## 4) こども・若者アンケート調査

本調査の協力依頼をみるかぎり、すでに居場所にいるこども・若者あるいは、居場所に理解のあるこども・若者を対象にしており、「居場所のニーズを把握する」という目的からすれば、当事者からのニーズは得られたとしても、「すべてのこども・若者」の居場所のニーズを把握することにはならない。居場所に対する一部のニーズしか見えてこない。「アンケートの入手元」の調査結果（報告書 p.58）で「学校の先生から」が最も多く、47.4%を占めているが、その学校も「検討会委員の中から、所属先の活動を通じて学校とのネットワークを有する委員より協力先をご紹介いただく」という方法か、「関係団体ヒアリングの協力先のうち、学校と関連性の強い団体に対して、協力を依頼する」方法で調査が行われている（報告書 p.56）。このように、こども・

若者の居場所に理解がある学校を通じたアンケート調査のため、「すべての子ども・若者」の居場所のニーズではないという限界はありながらも、子ども・若者の居場所に求める、期待する機能を量で測定したことについては価値があると思う。

#### 5) 子ども・若者フィードバック

先述したように、『「子ども・若者の居場所づくりにおいて大切にしたい視点」のうち、最も大切だと思った項目』をみると、「行きたい」に16名、「居たい」に15名、「やってみたい」に8名がそれぞれ選んでいる。そのうち最多が、「行きたい」のうち「自分を受け入れてくれる誰かがいること」に6名の当事者が選んでいる（報告書 pp.81-82）。

他方、「子ども・若者アンケート調査」で「居場所があると回答した子ども・若者における、年齢別、居場所と感じている場（機能的にどのような場か）」の調査結果では、「自分の意見や希望を受け入れてもらえる」あるいは「悩みごとの相談にのってもらったり、一緒に遊んでくれる大人がいる」を選択した割合は他の選択肢に比べるとそれほど高くない（報告書 p.71）。特に、16～18歳の子どもの回答率は最も低い（18.1%。ただし「そのほか」や「無回答」を除く）。

このギャップをどう考えたらよいだろうか。今後の研究課題である。

#### 6) 考察（居場所の現状と課題、及び提言）

「有識者や関係団体等へのヒアリング」に向けて整理された「居場所の種類」に示された居場所と、「考察」に示された「**図表4 各アプローチと具体的な施設等**」とを比較すると、「居場所の種類」に示されていた「多世代・異年齢交流」、「学校内の居場所」、「学校と連携した居場所」、「ひきこもり・不登校支援」、「社会的養護」、「困難を抱える子ども・若者」の6つが「**図表4 各アプローチと具体的な施設等**」では抜けている。もっとも「校庭」や「校内カフェ」はどちらも「学校内の居場所」であり、かつ「放課後児童クラブ」の約半数（学校余裕教室28.0%+学校敷地内25.1%、計53.1%。いずれも2022（令和4）年5月1日厚生労働省調べ）や「放課後子供教室」のほとんどは「学校内の居場所」であると理解できる。しかし、「学校内の居場所」はこれだけではないはずである。また、「ひきこもり・不登校支援」はおそらく「フリースペース」（混在型）の例として説明されている。また「社会的養護」については、「児童育成支援拠点事業」が該当しそうである。しかし、児童育成支援拠点事業は、2024（令和6）年度から地域子ども・子育て支援事業の1つに位置づけられるものであるため、新規事業とは別に、今回考察の対象外とされた児童養護施設や里親をはじめ社会的養護施設の居場所を位置づけるべきであったのではないかと<sup>4)</sup>。

#### 7) 「子ども・若者の居場所に関する理念や視点、求められる要素」の整理

委員会がまず行った「先行調査」（第1調査）から導き出した13の「子ども・若者の居場所に関する理念や視点、求められる要素（概要）」（以降、「理念・視点・要素」）に以降の第2～4調

査がどのように関係するか、対応を試みたのが図表6である（「こども・若者フィードバック」は除く）。第4調査「こども・若者アンケート調査結果」については、調査項目（質問項目）のうち、「理念・視点・要素」に関連する調査項目、すなわち「居場所があると回答したこども・若者における、年齢別、居場所と感じている場」、「居場所があると回答したこども・若者における年齢別、居場所への要望」「居場所がないと回答したこども・若者における年齢別、利用したい居場所」の3点をまず抜粋した。次に、選択肢を第1調査の「理念・視点・要素」の13項目にふりわけ、最後にそのうち回答率の割合が高い順位の数字を丸数字で書き込んでいる。第2～4調査の3点の調査（第4調査を3つの質問項目に細分化すると5つの調査）でどの項目にも結果が書かれているものを網掛けした。この網掛けした4項目が、すべてが重要でかつそもそも整理しづらい「理念・視点・要素」のなかでも最も重要な項目といえる。

さらに、第2・3調査の意見数（図表では「○件」と表記）や第4調査の順位（丸数字）を考慮して、「理念・視点・要素」で重要な順に並べると、12の「過ごし方を選べること」、11の「いつでも自由に1人で行けること」、3の「こども・若者が自分の気持ちや意見を表現できること」、13の「こども・若者の味方である大人がいること」の順になると考えられる。この4点が「考察」で整理されたどのようなアプローチに属するにせよ、こども・若者の居場所にとって最も必要な「理念・視点・要素」といえる。なお、「ターゲットアプローチ」に属する居場所はそもそも「いつでも自由に1人で行ける」居場所ではないと受け止められやすい。しかし、他の「理念・視点・要素」である「身近にある、自力で行ける」（第3調査結果）、「いつでも行きたい時に行ける」（第4調査の1調査結果）、「通いやすくなってほしい（お金がかからない、長く開いている、近所にある）」（第4調査の2調査結果）といった諸点は「ポピュレーションアプローチ」や「混在型」に属する居場所同様、「ターゲットアプローチ」に属する居場所にも求められる「理念・視点・要素」と解されるべきである。

また、図表6の項目14は第2調査のみ書かれている。書かれている5点、すなわち①こども・若者が生きるエネルギーや元気を貯められること、②どこかに所属することを強制されないこと、③必要に応じて、こども・若者へアウトリーチに関わること、④居ることの意味を問われないこと、⑤その他（自立の意欲やスキルを身につける）、はいずれも筆者が「理念・視点・要素」13項目に該当しないのではないかと考えたものである。他方、項目5の「こども・若者が自分の役割を感じられること、自己有用感を抱けること」は、第2～4調査において該当するものを選べなかった。これら合わせて6点の「理念・視点・要素」は、第3・4調査がこども・若者自身への調査であることから、こども・若者自身からは発せられなかった、どちらかといえば“大人側からの／による”「理念・視点・要素」といえるのではないだろうか。

図表6 こどもの居場所の理念・視点・要素の整理

	1. 先行調査 「こども・若者の居場所に関する理念や視点, 求められる要素(概要)」	2. 有識者・関係団体等ヒアリング調査	3. こども・若者への個別ヒアリング調査	4. こども・若者アンケート調査 ※丸数字は回答結果の割合が高い順		
				1) 居場所があると回答したこども・若者における, 年齢別, 居場所と感じている場	2) 居場所があると回答したこども・若者における年齢別, 居場所への要望	3) 居場所がないと回答したこども・若者における年齢別, 利用したい居場所
1	①こども・若者が安心して休息できること, 安らげること	こども・若者が安心して安全に過ごせる場であること	くつろげる環境がある(10件)			
2	②こども・若者がありのままの自分でいられること, 受容されること	こども・若者がありのままでいられること, こども・若者を受容する場であること(3件)	支配・強制・指図されない(3件)	ありのままであられる, 自分を否定されない⑤		ありのままであられる, 自分を否定されない④
3	③こども・若者が自分の気持ちや意見を表現できること	こども・若者が自己表現できること(3件)	自分の意見が反映される(4件)	自分の意見や要望を受け入れてもらえる⑦	話したい時に, 自分の話を聞いてほしい④	自分の意見や要望を受け入れてもらえる⑦
4	④こども・若者が自己肯定感を抱けること	こども・若者が自己肯定感を抱ける, 自分の存在感を高められること(2件)				
5	⑤こども・若者が自分の役割を感じられること, 自己有用感を抱けること					
6	⑥こども・若者が自分の存在を認識できる, 生きているという感覚を抱けること		そこにいることを通じて, 生きる力がつく・生まれる(5件)			
7	⑦人と人との関係性が開かれていくこと	同じ悩みを持つ仲間とつながれること 多様な人と出会う, 繋がりをしてくれること(3件) こども・若者との関係性が途切れないこと(2件)	人とのつながりを感じられる(6件) 趣味・興味の合う人がいる(2件) 交友関係を充実・拡大できる(3件)	いろんな人と出会う, 友人と一緒に過ごせる④		いろんな人と出会う, 友人と一緒に過ごせる⑤
8	⑧自分かしの学びが生まれること		多様なイベントがあり, 自分の興味に合うものに参加できる(3件)	新しいことを学べたり, やりたいことにチャレンジできる⑥	自分が知らないことや新しいことに取り組んでみたい②	新しいことを学べたり, やりたいことにチャレンジできる⑥
9	⑨いつでもある, 戻れる場所であること(年齢により途切れることがない)	居場所としてそこに在り続けること(2件)				
10	⑩こども・若者が主体であること	こども・若者が主体であること(5件)	自分のタイミングで, いろんなことができる(4件)		あまり大人の方から構われないでほしい⑧ 大人に, こども(自分たち)がどうしたいかを聞いてほしい⑦	
11	⑪いつでも自由に1人で行けること	気軽に行ける, いつでも自由に1人で行けること(4件) 年齢で利用の制限がないこと その他【保護者からの理解】	身近にある, 自力で行ける・帰れる(2件)	いつでも行きたい時に行ける②	通いやすくなってほしい(お金がかからない, 長く開いている, 近所にある)③	いつでも行きたい時に行ける①
12	⑫過ごし方を選ぶこと	こども・若者がやりたいことをできる場であること(4件) こども・若者自身で過ごし方を選ぶこと(3件)	自分の意思で居たいだけ居られる(3件) 好きなものがある・好きなことができる(3件)	一人で過ごせたり, 何もせずのんびりできる③ 好きなことをして自由に過ごせる①	自分が好きなことや, 興味があることをしたい(本, 漫画やゲーム, プログラムなど)①	一人で過ごせたり, 何もせずのんびりできる③ 好きなことをして自由に過ごせる②
13	⑬こども・若者の味方である大人がいること	味方になってくれる大人がいること	親しい人のつながりの中で安心して居られる(4件) 居場所運営スタッフが好き・信頼関係がある(2件)	悩みごとの相談にのってもらったり, 一緒に遊んでくれる大人がいる⑧	困っていることや悩みごとを話した時に, 味方になってほしい⑤ 大人に, こども(自分たち)が取り組んでみたいことを応援してほしい⑥	悩みごとの相談にのってもらったり, 一緒に遊んでくれる大人がいる⑧
14		こども・若者が生きるエネルギーや元気を貯められること どこかに所属することを強制されないこと(2件) 必要に応じて, こども・若者へアウトリーチで関わること(1件) 居ることの意味を問われないこと その他【自立の意欲やスキルを身に付ける】				



## 5. 「指針」策定に向けて

2023（令和5）年5月17日に「こども家庭審議会」の「こどもの居場所部会」が開催された。こども家庭審議会とは、こども家庭庁に置かれる審議会の1つであり、こどもや子育て家庭に関することについて調査審議及び意見提出する組織である。こども家庭審議会には、「基本政策部会」はじめ8つの部会を置くことが「こども家庭審議会令」で定められている。そのうち、①こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）に関する調査審議、②放課後児童施策に係る調査審議、③遊びのプログラム等に関する調査審議の3つを所掌事務とするのが「こどもの居場所部会」である。

こどもの居場所部会の委員は20名である。委員会メンバーであった、青山氏、荒木氏、大空氏、山本氏、湯浅氏の5名が着任している。また、菅野氏ではなく代表理事を務める今村久美氏が認定特定NPO法人カタリバから、李氏ではなく宇地原栄斗氏がNPO法人 Learning for All からそれぞれ選出されている。その他の委員は、こどもの居場所部会の他2つの課題である放課後児童施策と遊びのプログラムに関する関係者である。彼ら20名が「指針」の策定に向け、具体的な事項の検討をするメンバーである。

第1回目の会議では、スケジュール案が示されており、これによれば、6月から7月上旬にかけては関係団体ヒアリング、7月下旬にこどもヒアリングを経て、8月には指針の論点提示、その後は未定であるが年内12月には指針を閣議決定する予定になっている<sup>5)</sup>。

## 6. 研究の課題

子どもの居場所を研究する阿比留氏はこれまでの子どもの居場所論を次のように述べている。「1980年代に不登校（登校拒否）が社会問題化し、それらの子どもが昼間に居ることのできる場、すなわち居場所としてのフリースクール・フリースペースがつくられている中で、居場所という言葉はただ居る場所という意味を超えて、『ありのままでいられる場所』『ほっとできる場所』といった当事者の主観的な意味づけを強くもつものとして用いられるようになってきました」（阿比留 2022a：16）。

「報告書」は「ありのままでいられる場所」「ほっとできる場所」という後付けされた「子どもの居場所」への意味づけを、今後すべての「こども・若者の居場所」に求めようとする、チャレンジングな問題提起といえる。しかし、それは同時に、子どもの権利条約の締約国・日本として至極当然の行いでもある。

### 1) 「こどもの居場所」づくりを実施・継続する団体を支える仕組みをどうつくるか

委員会は、「こどもの居場所」に関する「理念・視点・要素」を各種調査によって紡ぎだして

きた。今後必要なことは、これを具体的に実現する仕組みづくりである。第4回委員会（1月23日開催）で議題となった「報告書案」に対する議論も、「課題」や「対応策」に意見が集中していた。再掲すると、5つの「課題」とは、①居場所の安心・安全の確保、②子ども・若者の声を聴き、子ども・若者の視点に立った居場所づくり、③多様な居場所を増やすこと、④居場所と子ども・若者をつなぐこと、⑤居場所を継続すること、である。また、5つの「対応策の方向性」とは、①子ども・若者の声を聴き、子ども・若者の視点に立った居場所づくり、②居場所における支援の質の向上と環境整備、③地域の居場所をコーディネートする人材確保、育成への支援、④居場所づくりに取り組む団体等を支援する「中間支援団体」への支援、⑤官民の役割分担（共助・公助の組み合わせ）である。よって、今後の研究課題のひとつは、「子ども・若者の居場所」づくりを実施・継続する団体を支える仕組みをどうつくるか検討することである。

「報告書」が掲げる5つの「課題」と5つの「対応策の方向性」について、誰（どこ）が、誰（どこ）に、どこで、どのように対応するのが具体化されなければならない。例えば、ある民間団体が「報告書」の「理念・視点・要素」をふまえた子ども・若者の居場所づくりをしようとしたとき、会費や寄付金からなる自主財源はもとより企業や団体が募集する助成金で賄うのには限界がある。また、既存の国・自治体による事業を拡充すれば対応可能なのか、新規事業の立ち上げが必要なのか「報告書」では定かではない。少なくとも、多様な活動を展開する「子ども・若者の居場所」にあっては、その事業の対象が広く設定され、補助額が事業を安定させるものでなければ「子ども・若者の居場所」をつくるのはやはり困難である。「画にかいた餅」にはならない。

筆者はこれまで愛知県内に「子どもの居場所」とりわけ「子ども食堂」を増やす取り組みを続けてきた。「子ども食堂」は「報告書」では「混在型」に位置づけられている。筆者は、「愛知県子どもの居場所づくり推進会議」のメンバーとして、「安心・安全」で「多様な居場所を増やす」ために、「地域のニーズを調査、把握し、各種の資源を活用しながら、地域の中に居場所を充足させていく役割を担う人材（コーディネーター）」をつくりだし、「居場所事業への助成・補助金が不足」という事態にも情報提供・共有しながら「居場所を継続」させる仕組みを不十分ながらもつくってきたし、これを継続するつもりである<sup>6)</sup>。いわば「中間支援団体」の一員として「子ども食堂」づくりを後押ししてきた。しかし、筆者が行った複数の常設の子ども居場所へのヒアリングによれば、「居場所を運営する団体の経営の安定性、運営費用の確保」及び「居場所を運営する団体における人材確保や雇用の安定化」が依然として課題となっていた（一部私費で賄う団体もあった）。「報告書」は「対応策の方向性」として「官民の役割分担（共助・公助の組み合わせ）」を柱の1つにし、「性格や機能に応じて、共助・公助を適切に組み合わせることが必要である」としているが、「共助・公助」の組み合わせが、その「子ども・若者の居場所」にとって適切かどうかで継続を左右させるのである。

また、筆者は「ターゲットアプローチ」に属する放課後等デイサービスに関わる者として、「子ども・若者の声を聴き、子ども・若者の視点に立った居場所づくり」には努力している。し

「こどもの居場所」はどのように考えられたのか

かし、「居場所における支援の質の向上と環境整備」をするためには「直接支援に当たる者の処遇の改善を図るとともに」「専門性向上に向けた居場所間の連携や研修の充実が必要である」のだが、そのための補助制度にはなっておらず、研修の充実でさえ限界を感じる。また、児童福祉施設で唯一すべての児童を対象とする児童館も「こども・若者の声を聴き、こども・若者の視点に立った居場所づくり」がみられるものの、「居場所を運営する団体の経営の安定性、運営費用の確保」や「居場所における支援の質の向上と環境整備」に課題があると筆者は考えている。

放課後児童クラブ（学童保育）も同様である。「居場所づくりに取り組む団体等を支援する『中間支援団体』への支援」とあるが、筆者が知る愛知学童保育連絡協議会及び名古屋市学童保育連絡協議会という「中間支援団体」に公のお金は一銭も出されない。まして、父母（会）運営の放課後児童クラブ（学童保育）の場合は「運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営」を「父母」という素人（集団）が行っており、彼らに対する「中間支援団体」の役割は非常に大きい。「中間支援団体」については子ども食堂も同様である。「あいち子ども食堂ネットワーク」も子ども食堂に関する情報提供や子ども食堂同士の情報交換は行えるものの、運営ノウハウや人材育成、事業の立ち上げをネットワークの事業として実施することは困難といわざるをえない。

こどもの居場所部会で審議される「指針」が「報告書」のこどもの居場所の「理念・視点・要素」をどのように認識し、現実可能性に関する筆者の疑問や不安にどこまで応えうるものになるのか注視するとともに、どんなアプローチにせよ、「こども・若者の居場所」づくりを実施・継続する団体を支える仕組みをどうつくるのが筆者の研究課題である<sup>7)</sup>。

『社会的に居場所が必要だよ』といわれると、つい肯定してしまいそうになりますが、『社会的に必要』とされてつくられた居場所というものが当事者にとっての本当の居場所になるかどうかというのは、必ずしもイエスとはいえない部分もあります（阿比留 2022b : 39）。その意味では、今を生きる子どもたちの数以上の、無数の「こども・若者の居場所」づくりを目指さなければならないのかもしれない。

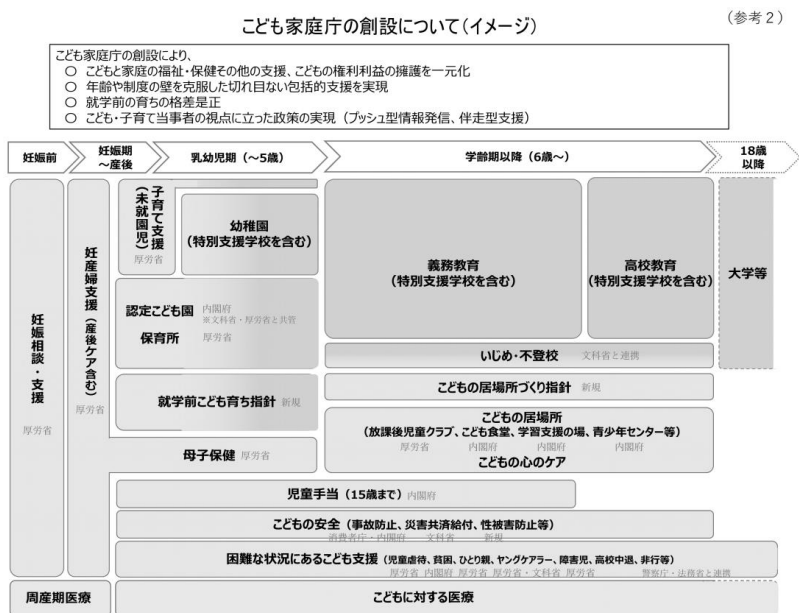
## 2) 「乳幼児」の居場所をどう考えたらよいか

もうひとつの研究課題は、「幼い」こどもの居場所＝「乳幼児」の居場所をどう考えるか、これをつくるためにはどうしたらよいかを検討することである。先に述べたとおり、「基本方針」で「居場所」は、「全てのこども」に向けられているものの、「報告書」では特に乳幼児の居場所に関する言及はない。委員の1人には宮城県石巻市をフィールドに未就園児親子の居場所づくりを進めるNPO法人ベビースマイル石巻代表理事の荒木氏がいた。また、「報告書」作成のプロセスでも「先行調査」（文献調査）及び「有識者・関係団体等ヒアリング調査」で乳幼児を育てる家庭を対象に調査が行われた経緯もある。第1回の委員会では「乳幼児期や幼児の声をどのように取り入れていくか、その道筋を考慮すべきではないか」という発言もあった。それなのになぜ乳幼児の居場所を言及しなかったのか、首をかきげざるを得ない。

そもそも「基本方針」の概要版に記載された「こども家庭庁の創設について（イメージ）」（図表7）において「こどもの居場所」は学齢期（6歳～）から18歳未満までの範囲を示していた（「基本方針」本文にそのような説明はいっさいない）。

「有識者や関係団体等へのヒアリング」調査に向けた「居場所の種類」には、幼稚園・保育所・認定こども園など、すでに乳幼児の居場所になっている施設等は除外されていた。このことから、「委員会」では乳幼児の居場所に関する視点は無視ないし軽視されていたことが推測される。第2～5回の委員会「議事要旨」を見ても、「乳幼児」に関する発言はみられなかった。

ところで、図表7をみると、乳幼児期（～5歳）には「就学前こども育ち指針」（「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」という別の指針が示されている<sup>8)</sup>。たしかに「基本方針」では、「就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくり」という表現にもあるとおり、「就学前こども育ち指針」が「こどもの居場所づくり指針」と対になっているかのように思える。「就学前こども育ち指針」策定に向けて議論した『「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会』（以下、「懇談会」）は、「幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針の策定を速やかに進め」られるようにこども家庭庁設置準備室に設けられた組織である（第1回懇談会で事務局から示された「主な論点例」には、認可外施設や障害児通所支援事業所も「全ての就学前教育・保育施設」に含まれている）。懇談会では、第4回に明和政子氏ほか3人の有識者からヒアリングを行っており、8～10月にわたって事務局が当事者や有識者全15名へのヒアリングを行っている。なお、そこでの「当事者」とは「保育園を考える親の会」及び「一般社団法人グローハッピー代表（社会的養



図表7 こども家庭庁の創設について（イメージ）  
（出所：内閣官房（2021）「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（概要版））

「こどもの居場所」はどのように考えられたのか

護（家庭養護）当事者）」の代表者たった2名のみである。これとは別に事務局が幼児期のこども（認定こども園の年長児クラス6名）の声を聴く試みを実施している。詳細は不明であるが、当事者である幼児からは家族についての話題が多かったという<sup>9)</sup>。家族も「就学前こども育ち指針」における1つのフィールドではあるものの、幼児が利用する認定こども園をどう考えているか気持ちを引き出すことはできなかつたろうか。

2023（令和5）年3月に発表された『『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会 報告～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理～』（以下、「懇談会報告書」）に示された「それぞれのこどもから見た『こどもまんなかチャート』の視点のイメージ」で「こどもの育ちを支えるために考え方を共有したい人」、すなわち①保護者・養育者、②直接接する人、③こどもを見守る人、④地域社会を構成する人、⑤社会全体の環境をつくる人、が——「こどもの居場所」という言及はないものの——懇談会の考える乳幼児期における「こどもの居場所」なのかもしれない<sup>10)</sup>。

こども家庭審議会の「こどもの居場所部会」で「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」が議論され12月には閣議決定する予定になっている。また、同審議会の「幼児期までのこどもの育ち部会」では「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的な指針（仮称）（就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針）」が9月以降、「最終とりまとめ」を行う予定になっている。乳幼児を含む、すべてのこどもの居場所をどう考えたらよいか、引き続き国の動きを整理しながら調査研究するのが筆者のもうひとつの課題である<sup>11)</sup>。

## 注

1) 「愛知県子ども居場所づくり推進会議」とは、「分野や組織の垣根を越えた連携・協働のしくみづくりとして、ネットワーク組織を構築し、子どもの居場所づくりのための具体的方策について検討・実践することを目的とする」組織（「愛知県子ども居場所づくり推進会議要領」）。当会議の取り組みは『『子どもの居場所づくり応援事業』実施報告書』に詳しい。愛知県社会福祉協議会ボランティアセンターホームページ「子どもの居場所づくり応援事業」（[http://aichivc.jp/volunteer/ouenplaza/aichi\\_station.html](http://aichivc.jp/volunteer/ouenplaza/aichi_station.html)）。

筆者は、2016（平成28）年に始まる「愛知県子どもの貧困対策検討会議」の一員だったことから本会議のメンバーに選出されている。

2) 「子どもの居場所づくり新プラン」とは、2004（平成16）年から文部科学省が実施する施策である。家庭や地域の教育力の低下や青少年の問題行動の深刻化等を踏まえ、全国の学校で放課後や休日に、地域の大人の協力を得て、「子どもの居場所」を確保し、スポーツや文化活動など多彩な活動が展開されるよう、家庭、地域、学校が一体となって取り組むというもの。具体的には、全ての小中学生を対象に、安全で安心して様々な体験活動や地域での交流活動等を行う「地域子ども教室推進事業」を3か年計画で緊急かつ計画的に実施。また、併せて家庭教育に関する相談体制の充実と学習機会の提供などを進めるとともに、問題行動・不登校への対応として自立支援のサポートチームなどのシステムづくりなども実施するという。

3) 湯浅氏の論文とは、湯浅誠（2022）「こどもの居場所づくりに関する考察：こども食堂を切り口に考える」『個人金融』第16巻4号、pp.61-71、である。

4) 「報告書」の概要版には「考察の対象外にした居場所」として「家庭や、児童養護施設・里親など、



保護者に代わって家庭と同様の養育環境を提供する場」「学校が行う教育活動」「営利活動としての塾やゲームセンターなど」が挙げられている。この点について「報告書」にはなぜか記載がない。

家庭と学校を考察の対象外にしていることについて、概要版では「こども・若者にとって、家庭や学校は、過ごしている時間の長さからも居場所として大きな位置を占めており、今回考察の対象とした居場所との連携や協働をどう図っていくかなど、更に検討が必要」と述べられている。また「営利活動としての塾やゲームセンターなど」を対象外にしている理由は明記されていない。

- 5) こども家庭庁は、「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業」を実施し、NPO等と連携し、様々な居場所（サードプレイス）づくりやこどもの可能性を引き出すための取組への効果的な支援方法を検討するとしている。「NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業」は、都道府県または市町村及び社会福祉法人等が実施主体となって、居場所づくりに係る検討を行う事業を対象とし、補助基準額上限500万円、全額国庫助成となっている。
- 6) 筆者は「愛知県子どもの居場所づくり推進会議」のメンバーとして、子ども食堂を応援・継続させる仕組みである「あいち子ども食堂応援ステーション」（通称、あいステ）を設立した。あいち子ども食堂応援ステーションとは、企業等から提供を受けた食材を一時的に保管し、近隣地域の子どもの食堂等に配布する機能を有する各地域の拠点のことである。「あいステ」は2022（令和4）年12月20日現在、30か所ある。なお、愛知県内の子ども食堂は2017（平成29）年度56か所だったが、2022（令和4）年10月時点で293か所に増加している（ともに愛知県調べ）。
- 7) 今後「こども・若者の居場所」づくりを実施・継続する団体を支える仕組みを研究していくうえで、阿比留氏の指摘は念頭に置かなければならない。氏は、「居場所」の政策化はより幅広いかたちで公的責任が認知される点でプラスである反面、「パッケージ化されることにより『居場所』が画一化され、制約の多い、窮屈なものへと変質する危うさをもつ」と注意喚起している（阿比留2023：191）。
- 8) 「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」とは、こども家庭庁が、就学前のこどもの健やかな成長のための環境確保及びこどものある家庭における子育て支援に関する事務を所掌し、幼稚園に通うこどもや、いずれの施設にも通っていない乳幼児を含む、就学前の全てのこどもの育ちの保障を担うことを理由に策定する幼稚園、保育所、認定こども園、家庭、地域を含めた、政府内の取組を主導するための指針である。そのために2022（令和4）年7月から有識者懇談会が開催され、計6回の審議を経て、「『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会 報告～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理～」という報告書（以下、「懇談会報告書」）が発表されている。

こども家庭庁設置以降、こども家庭審議会における「幼児期までのこどもの育ち部会」で本指針について調査審議することになっている。名称もまだ仮称であるものの「幼児期までの育ちに係る基本的な指針」に変更されている。

筆者が気になっていることは、こちらの指針には「家庭」や「地域」が想定されている点と、他方で「こどもの居場所づくり」に関する指針には「家庭」は、「報告書」の考察にあっては対象外、「地域」は（いまのところ）想定されていない点である。また「報告書」の考察では「学校」も対象外とされている。なぜ、これらを考察の対象外にしたのか理解に苦しむ。「基本指針」に「こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援」とあるように、今後完成する両指針の「連結」をめぐる検討も必要不可欠である。家庭や学校が「居場所」になっていないまま、他の「こども・若者の居場所」（共助・公助による居場所）を充実させたところで、子ども・若者を幸せにすることはできない。

- 9) 第1回懇談会での意見や、第2回懇談会でのヒアリングを経て、こどもの声を聴くことが大事であるという共通認識の下、事務局が実施している。その方法は、担任をファシリテーターに、年長児クラス（6名）で車座になり、20分程の対話の場を1か月間、日々の教育・保育に取り入れ、慣れてきたところで、当該様子を撮影したとしている。撮影に当たっては映画監督の豪田トモ氏から助言等をもらいながら、こどもの声を聴く様子を撮影している。

なお、第4回懇談会において、当該映像（10分程に編集）を委員と視聴し議論を行った。「懇談会報



告書」には、「主な意見・感想」として、①実施園の担任の意見・感想、②こどもたちの意見・感想、③懇談会で出た意見・感想が紹介されたのち、事務局は「幼児ということもあり、個別の施策へ結びつくような意見を聴くことは難しかったが、どのこどももしっかりと自分の意思を持っており、こどもを権利の主体と捉え、年齢や発達に応じてこどもの声を聴くことの大切さを改めて確認できた」と述べている。

よって、「懇談会報告書」を筆者は「報告書」のような当事者の声を重要視した「こども・若者の居場所」論と同列に考えることはできない。「こどもの居場所づくりに関する指針（仮称）」には、乳幼児そして「家庭」「地域」（「学校」も）の視点など「懇談会報告書」の成果を組み入れなければ「年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援」は困難だと考えている。

- 10) このように「家庭」「地域」あるいは「学校」を組み込むことによって、「まち保育」、すなわち「まちにあるさまざまな資源を保育に活用し、まちでの出会いをどんどんつないで関係性を広げていくこと、そして、子どもを囲い込まず、場や機会を開き、身近な地域社会と一緒にあって、まちで子どもが育っていく土壌づくりをすること」につながる議論が「こどもの居場所」論でも可能になるであろう（三輪・尾木 2017）。他方、農村部・中山間地においては、「里山保育」の取り組みが「まち保育」に相当する実践といえるかもしれない（宮里 2023）

なお、「まち保育」の発想の背景に「里山保育」がある。三輪によれば、瀬戸内海に浮かぶ唯一の幼稚園を描いたテレビ番組を偶然観たことから、「この環境でこそ、子どもの成育過程において多大な『保護者以外の他者による見守り』と『それによる安心感』を与えることができ、『大切な“鳥の子ども”』として育てられていくのではないかと感じ取れました。また、都市部においても同じようにその『他者による見守り』や『安心感』をごく自然に生み出し、子どもたちにその実感を与えるにはどうしたらよいか、と考えさせられる内容でした」と述べている（三輪・尾木 2017：2）。

- 11) その他、こども・若者の居場所を考える際には、「報告書」の考察対象からは除外された「営利活動」＝「市場化された居場所」も考慮しなければならないだろう。「市場化された居場所」とは、いわゆる習い事、学習・進学塾、予備校、ゲームセンター、ファーストフード店等を想定している。また、関連して、繁華街路上（トー横、グリ下、ドン横など）や暴走族等も「こども・若者の居場所」になっている。これらは“大人がつくるべきこども・若者の居場所”からは外れるであろうが、「こども・若者の居場所」を検討するにあたって重要な示唆が得られる社会的現実であることは間違いない。

## 引用・参考文献

- 阿比留久美（2022a）『子どものための居場所論 異なることが豊かさになる』かもがわ出版
- 阿比留久美（2022b）『孤独と居場所の社会学 なんでもない“わたし”で生きるには』大和書房
- 阿比留久美（2023）「おもちゃ箱としての『居場所』に投げ入れられているものはなにか？」『現代思想』2023年4月号、青土社、pp.151-159
- 南出吉祥（2015）『『居場所づくり』実践の多様な展開とその特質』『社会文化研究』第17号
- 三輪律江・尾木まり編著（2017）『まち保育のススメ』萌文社
- 内閣官房（2021）「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」（令和3年12月21日）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_seisaku/pdf/kihon\\_housin.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/pdf/kihon_housin.pdf)  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_seisaku/pdf/kihon\\_housin\\_gaiyou.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_seisaku/pdf/kihon_housin_gaiyou.pdf)（概要版）
- 内閣官房こども家庭庁設立準備室（2023）「こどもの居場所づくりに関する検討会調査研究報告書」（令和5年3月）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_ibasho\\_iinkai/pdf/ibasho\\_houkoku.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_ibasho_iinkai/pdf/ibasho_houkoku.pdf)  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_ibasho\\_iinkai/pdf/ibasho\\_houkoku\\_gaiyou.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_ibasho_iinkai/pdf/ibasho_houkoku_gaiyou.pdf)（概要版）  
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_ibasho\\_iinkai/pdf/kodomowakamono-houkoku.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_ibasho_iinkai/pdf/kodomowakamono-houkoku.pdf)（こども・若者向け報告書）

※「子ども家庭庁の創設について（イメージ）」は概要版に掲載。

「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会（2023）『『就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針』に関する有識者懇談会 報告～基本的な指針（仮称）の策定に向けた論点整理～』（令和5年3月30日）

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_sodachi\\_yushiki/pdf/houkoku.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_sodachi_yushiki/pdf/houkoku.pdf)

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo\\_sodachi\\_yushiki/pdf/houkoku\\_gaiyou.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodomo_sodachi_yushiki/pdf/houkoku_gaiyou.pdf)（概要版）

※「こどもの声を聴く試みについて」が掲載されている。

宮里六郎編著（2023）『里山の保育 過疎地が輝くもう一つの保育』ひとなる書房